動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年農林水産省令第六十一号）	（略）
動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令（平成二十六年農林水産省令第六十二号）	第十四条第二号及び第十五条第三号
動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年農林水産省令第六十三号）	（略）
特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令（平成三十年農林水産省令第七十六号）	第五条第一号、第八号、第十号及び第十一号、第六条第一号及び第七号から第九号まで、第七条第三号及び第六号（これらの規定を第八条において準用する場合を含む。）、第十条第二項第一号から第三号まで及び第五号、第十二条第二項、第十三条第二項第七号、第十四条第一号、第十五条第二項、第十六条第二項、第十八条第四項並びに第十九条第一項（第一号を除く。）から第三項まで及び第五項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）

別表第二（第五条関係）

（略）	（略）
土地改良法	第十六条第一項及び第二項、第二十九条第三項（第八十四条において準用する場合を含む。）、第五十七条、第七十九条第一項並びに第百十一条の十六第一項及び第二項
（略）	（略）
肥料の品質の確保等に関する法律	（略）
植物防疫法	第十条の十六
（略）	（略）
漁船損害等補償法	第十九条第一項、第五十九条及び第六十一条
（略）	（略）
漁業災害補償法	第二十二条及び第三十四条第三項（これらの規定を第六十七条第二項において準用する場合を含む。）

動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年農林水産省令第六十一号）	（略）
（新設）	（新設）
動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年農林水産省令第六十三号）	（略）
（新設）	（新設）

別表第二（第五条関係）

（略）	（略）
土地改良法	第十六条第一項、第二十九条第三項（第八十四条において準用する場合を含む。）、第七十九条第一項並びに第百十一条の十六第一項及び第二項
（略）	（略）
肥料の品質の確保等に関する法律	（新設）
（略）	（略）
漁船損害等補償法	第二十一条第一項、第五十九条及び第六十一条
（略）	（略）
漁業災害補償法	第二十二条第一項及び第二項並びに第三十四条第三項（これらの規定を第六十七条第二項において準用する場合を含む。）